

沼津市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続き等に関する取扱規程（まとめ）【R7.4.1 策定】

申請方法	代理申請	代行申請
定義	依頼人（※1）に代わって法律行為を行い、その法律上の効果を直接依頼人に帰属させる行為として、代理人が行う申請等	依頼人から委任を受けていない者が申請等書類を預かり提出すること
代理人・代行人	「代理人」 → 委任を受けた行政書士等（※2）	「代行人」 → 委任を受けていない者
提出者の身分確認	必要 （身分証の提示）（※3）	必要 （関係性がわかるもの）（※4）
委任状の有無	必要（依頼人の署名捺印が必要）	不要
報酬の受取	可	不可（※5）
代理人・代行人による申請書等の修正	可	不可（※6）
確認事項	・ 委任状に依頼人が何の手続きを委任したかがわかるよう、委任事項及び申請等の内容及び申請等の内容並びに申請等にかかる農地の所在、地目及び地積など具体的に記入していること。	・ 申請書等に依頼人が署名又は記名押印していること

（※1）申請又は届出を行おうとする譲受人若しくは譲渡人又は賃借人若しくは賃貸人

（※2）司法書士、土地家屋調査士、建築士、宅地建物取引士、測量士は**不可**。

（※3）行政書士証または補助者証を提示してください。

（※4）依頼人と代行人との関係性について、依頼人に直接確認をさせていただく場合があります。

（※5）行政書士法第19条により、行政書士でない者が依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法違反となり、刑事罰の対象となります。

（※6）依頼人のみ修正等が可能です。